

## 第28回子どもの権利条例検討委員会議事録

日時：平成21年3月9日（月）午後6時30分～

場所：北広島市役所2階会議室

配布資料：前回のまとめ（副委員長）  
議事録

委員長挨拶：

本日の議題は、前回に引き続き、市民からの条例素案に対する意見について議論します。反対意見に対する検討委員会としての整理につきましては、前回十分まとめられなかったのですが、副委員長がまとめてきましたので、最初からそれから行います。

副委員長：

・・・配布資料に基づき19番の反対意見に対するまとめを説明・・・

委員長：

ただいまの副委員長のまとめについて、ご意見があればお願いします。

委員：

「パートナーでない」の意見について、述べたいと思います。社会の構成員は、子どもやお年寄りを含めての社会であって、子どもを認めないことは、おかしいと考えます。

委員：

子どもを、知識・経験・見識が浅くても、一人の人格としてとらえることは必要と思います。

委員長：

他にご意見はありませんか。

副委員長補足：

今回の「権利条例素案」は、権利条約において、「保護の対象とした子ども観」に加えて「権利の主体としての子ども観」を、さらに、「意志の主体としての子ども観」を鮮明に打ち出し、一個の独立した人格としてとらえた「歴史的な思想哲学」を前提にしていますので、パートナーという言葉を大事にしたい。

委員：

19番の方は、条例素案の前文に基づいて意見を言っているのので、検討委員

会において前文の言おうとしていることは、こうですと説明すれば良いと思います。

委員長：

ご意見が出尽くしていると思いますが、いかがですか。ホームページでの回答については、委員が作成するのでしょうか。

事務局：

いままでの議論をふまえて、事務局側で作成し、委員会に諮って、整理いたします。

委員長：

それでは、26番についてですが、引き続き副委員長からまとめを説明願います。

副委員長：

・・・配布資料に基づき26番の反対意見に対するまとめを説明・・・

①に一部訂正あり。

※「子供観の発展」から考えても、市民のアンケートに現れた意見から考えても、子どもに正しい権利を教えなければ、他の人の権利も認めない人、すなわち「わがまま論」がまかり通ってしまうのではないのでしょうか。

②に一部訂正あり。

※決して、この条例が出来たことによって、教育現場に混乱が起こるとは考えられない。

委員長：

副委員長のご意見を参考にしながら、皆さんの意見がありましたらお願いいたします。

委員：

「義務教育中の子供は、黙って義務教育に従えば良い。」というところですが、義務教育という意味を誤解していると思います。もともと子どもには教育を受ける権利があって、大人に、子どもに教育を受けさせる義務があるということです。

委員：

私も、今の意見に賛成です。また、「子供自らの思考で得られるものでなければならぬ。」ですが、条例素案の第2章で「子どもの権利」について書かれており、その中で、子どもの権利について解説しており、それを利用して整理すればいいと思います。

委員長：

他に特にありますか。無ければ他の意見に移ります。どのように議論を進めますか。

委員：

1番から26番まで、全部回答する方法もありますが、救済委員についての意見が多いので、その辺を整理したほうがいいと思います。

委員：

外にも市のパブリックコメントがありますが、そのまとめ方は、市の方で決まっているのですか。

事務局：

今のお話を聞いていると、順番が逆になっているような感じがします。今、議論されているのは、パブリックコメントに対する検討委員会の回答についてですが、市民の皆さんに対して素案はどうですかと意見を聞いた訳ですから、市民の意見については、真摯に受け止めて、素案について正しいのかどうなのか、もっと違う要素があるのではないかと検討するのがパブリックコメントだと考えます。素案が100%正しくて、素案に対するパブリックコメントの回答に重点が置かれているような気がします。委員の皆様がまとめた素案は100%だとは思いますが、もう一度、初心に帰って、市民の意見を受け止めて、もう一度素案を見直す必要があると思います。条文がまとまると、おのずから回答がまとまると思います。前回、検討委員会の進め方として、ポイントになる反対意見について議論し、その後、素案の条文について最終的にまとめるものと考えます。

委員：

私の質問は、札幌市の場合ですと、たくさんの意見がありますので、似通った意見をまとめて、それに対する回答となっています。今回は、26件の意見をそのまま載せて、それに対する回答ということになるのでしょうか。

事務局：

すべての意見について、載せる必要があると考えています。

委員：

その上で、ある程度まとめるということですね。

事務局：

そのとおりです。

委員長：

26件の意見について、それぞれに回答するということですか。

事務局：

26件の意見については、ホームページなどでそれぞれ回答（公開）することになります。回答の案内については、広報で周知することになります。

委員：

委員としては、素案が100%正しいとは思ってはいない。虚心坦懐に受けて、これまでの委員としての議論と市民の意見を比べてみて、更にいいものを答申に向けて考えていく。そのための議論と考えている。基本的には、26人一人一人に答えていくのが、委員としての姿勢と考えます。

委員長：

それでは、19番・26番については、終了し、1番から議論することになります。1番の方からは、3点のご意見が出ています。

委員：

意見1番の1点目「保護者の責務」ですが、この方は、子どもは権利の主体であると考えているのでいいですが、そう思っていない方に説明するときには、条文に「子どもは親の所有ではありません」と明記したほうがいいという意見ですね。

委員：

私なりの結論ですが、条文に入れるのは、難しいと思います。解説で説明したほうがいいのではないかと思います。

委員：

この方は、条文を見ての意見なのか、そうでないのかが不明ですが、事務局の方で、右側に概要を書いているので、たとえば、意見の1ページの真中辺に「子供にも意思があり、子供は親の所有物でもなんでもなく、自分のやりたいことをやれるという権利があると思うのです。」については、第何条というように回答した方がいいと考えます。

委員長：

解説なり、条文なりで説明する方法がいいですね。

委員：

この方の意見は、内容的には、条文に入れたいなど考えますが、第13条（家庭での権利の保障）の解説で述べている「第一義的責任者」で説明つきません

か。

委員：

「第一義的責任者」は、権利保障の意味で使用しており、ニュアンスが少し違うような気がします。

委員：

この方は、第13条第2項でいう、「保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。」をもっと強調して欲しいということではないですか。

委員長：

どちらかといえば、そうですね。

委員：

第8条（健やかに育つ権利）、第9条（参加する権利）もかかわってきますね。

委員：

この方、保護者の方に理解させたいということですね。3点目の「保護者の教育」もそうですから、権利のところでも通じないかも知れませんね。子どもの権利は、親の責務みたいなところ一括して載せるということですね。

委員：

この方は、第3条（責務）の所で、条文に入らないかと希望している。どの条文に載せるかは別にして、気持ちを受け留めてあげたい。

委員：

第13条（家庭での権利の保障）の解説で、「養育する子どもの権利保障に努める第一義的責任者」とあるから、この方の希望する子どもの権利を、親は認めていかなければならないと説明できます。

委員：

条文の中に載せるよりも、アンケート調査の中で「条例を策定するだけでなく、どう実行していくかが大切である」とあったように、広報・啓発の中で実行していくことが大事であると考えます。

委員：

この方は、虐待とは言わないが、それに近いものを保護者に感じているから、この意見になったと感じます。条例素案第13条の解説中に、「しかしながら、

児童虐待」という文章がありますので、その文の中に、「しかしながら、子どもは親の所有物でもないのにもかかわらず、児童虐待などの痛ましい事件」と続けてはいかがでしょうか。

委員：

私は、「子どもは権利の主体」とあるという言葉が素案から除かれた経緯がありますので、全面的に別の場所の条文に盛り込むべきと考えます。

委員：

現在、市民の意見についての作業をしているので、話がそれてしまいます。

委員：

この市民の方の意見の回答として、「権利の主体」を述べるのは、可能と考えられますよね。

委員：

それは、可能です。

委員：

第 13 条の解説で、説明するのはいいですが、文章的に、子どもを所有物であると考えている保護者が児童虐待をするとは思われないので、「しかしながら」の前で、「子どもは、親の所有物ではありません。」としたほうがいいと考えます。

委員：

私もその意見に賛成です。

委員：

解説で説明するなら、「所有物」ではなく「所有」として欲しいです。

委員：

解説では、保護者と統一しているので、「子どもは、保護者の所有ではありません」と考えます。

委員長：

最初の一点目については、そのように回答します。次の「守られる意見」についてはどうでしょうか。

委員：

条例素案第 7 条（守られる権利）の第 2 号において、「あらゆる危険から身

が守られること」とあります。その意味がどのようなことなのかということですね。

委員：

私は、第7条の第4号、第5号において説明しているので、問題ないと考えます。

委員：

この方が言いたいことは、致命的な怪我をしては困るのだけれども、小さな失敗を重ねながら成長して欲しいということですよ。

委員：

私は、条例素案第2章「子どもの権利」ということで、子どもには様々な権利があります。子どもは、色々な体験や遊び、自然に親しんだり、親や友達、地域の活動の中から、その子なりの年齢や発達に応じて成長していきます。私たちは子どもの権利を十分に活かしながら子どもの成長を見守っていききたいものですと回答したいと考えます。

委員長：

他にご意見はありますか。

委員：

この方は、「守られる権利」といっておられますが、第8条の「健やかに育つ権利」ではないかと思えます。

委員：

私は、第2章全部だと思えます。

委員：

この方は、守られる権利の自責を懸念しておられるので、健やかに育つ権利を言いたいのではないかと思えます。第8条の解説でも触れていますとおり、失敗して学ぶことを説明すればいいと考えます。

委員：

この方は、結局、保護者が守りすぎていることを言いたいので、個々に説明しなくてもいいのではないかと考えます。

委員：

第8条の条文において8号まで、入っているので、新たに説明する必要はないと思えます。

委員長：

2点目については、条例素案第8条に盛り込まれているということによろしいですね。次の「保護者の教育」に入ります。

委員：

一般意見の5ページ目の下から6行目に、「この条例になんとか保護者の教育が入りませんか」とあるので、条例素案第11条（子どもの生活の場での権利の保障）、第13条（家庭での権利の保障）の条文を通して、保護者が子どもに接する基本的な考え方を理解してもらいたいと考えます。

委員：

いいと思います。

委員長：

他に意見が無ければ、意見2番目の方に移ります。大変な経験をされた意見だと思います。意見があればお願いします。関係条文としては、第10条・第14条ということです。

委員：

育ち学ぶ施設（学校）で、子どもの権利条例の条文の内容について、学校でいかに教えていくかにかかっています。どの学年でどこまで教えるかとても悩む内容です。条文と解説だけでは、解釈が人それぞれ出てくる可能性はあります。

委員：

今後あってはならないように、救済制度があると考えます。

委員：

第2章全体を前提にして第14条と考えます。

委員：

子どもの権利条例がどう出来ようと、それを受け止める大人の資質にかかわってきます。北広島市としてどう資質を高めるかにかかっています。条文を策定するだけではなく、その後どうするかですね。

委員長：

条文ということではなく、教育の現場で、今後、啓発などが重要な役割となりますね。次に移ります。何か意見がありますか。



委員：

意見の 5 ページ目の 5 行目に「その子の居場所が失われていきます。」と書かれています。条例第 23 条において、「居場所」について書かれており、市は居場所の確保を図るとしています。

委員：

内容的には、「ご意見ありがとうございます。そういう子どもがいたら、声をかける人になってください。」と返事をすればいいと考えます。(叱咤激励的に)

委員：

とくにどうしてくれという内容ではないので、簡単に説明すればいいのではないですか。

委員：

この方の意見と、団体の高校生の意見を比べて考える必要はあると思います。高校生のアンケートは、大きく三つに分かれます。

一つは、「いじめをなくしたい。」

二つ目は、「いじめはなくなる。」

三つ目は、「いじめたら、罰を与えればいい。」

検討委員会としてどう答えるかが課題になりますね。

委員：

この方の意見のように、本当に悲惨な家庭もあります。ご飯を作ってもらえないから、学校側で用意して対応している。生活保護の家庭では、保護者が使ってしまう、本来子どもにいくお金がいかないなどあります。救済制度があれば解決の糸口を見出すことができまね。

委員：

確認したいのですが、26 の意見についてすべて回答するのですか。3 番目の方は、回答を求めていると思いますが。

委員：

一つ一つ答える中には、あなたの意見を十分受け止めましたと答えるだけでいいものもあります。

委員長：

そういうことで、3 番の方については、「ご意見を十分受け止めました」とまとめます。時間も経ちましたので、本日は、これで終わります。